

2022年12月21日  
金沢エナジー株式会社

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への採択について

金沢エナジー株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」）に参画する事業者として採択されました。

本事業は、2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

毎月の都市ガス料金に直接反映する形で値引きを行い、エネルギー価格の高騰によって影響を受けるご家庭や企業の負担を直接的に軽減します<sup>※1</sup>。なお、各月の値引き単価は、検針票などに掲載します。

### ◎ 都市ガス料金の値引きについて

対象	・都市ガスをお使いのお客さま <sup>※2</sup>
期間及び単価	・2023年2～9月検針分（2023年1～8月使用分）：30円/m <sup>3</sup> <sup>※3,4</sup> ・2023年10月検針分（2023年9月使用分）：15円/m <sup>3</sup>
方法	・値引き期間中は、通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを従量料金単価とし、ガス料金を算定します。

※1 本事業による値引きについて、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

※2 都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅、瑞樹団地、南森本地区、大浦・東蚊爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。

※3 標準家庭（1か月のご使用量が21m<sup>3</sup>）の場合、毎月630円（税込）（10月検針分のガス料金は315円（税込））の値引きとなります。

※4 本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

### ◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧いただくか、電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

T E L : 0120-013-305 ※受付時間：全日9:00～17:00（年末年始を除く）

以上